

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3023号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った個人情報非訂正決定は妥当であると判断しています。

### 1 答申の件名

「嘱託書（回答）（令和2年度こ北児特定番号）」の個人情報非訂正決定に対する審査請求についての答申

【答申第3023号】

### 2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3023	令和3年5月21日	令和3年6月18日	令和3年8月8日	令和3年9月6日	個人	市長

### 3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3023	嘱託書（回答）（令和2年度こ北児特定番号）」（以下「本件保有個人情報」という。）	非訂正 <b>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第37条第2項</b> （本件保有個人情報の記載は、誤記に該当しないため）	原処分 妥当

## 4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3023	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b></p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p><b>《児童相談所に係る事務について》</b></p> <p>ア 児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき同法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、都道府県及び指定都市に設置が義務付けられている行政機関である。</p> <p>イ 児童相談所の業務の中で、児童虐待への対応においては、児童の安全確認や家族の支援のために、当該家族の状況について、調査確認をすることが求められる。児童相談所では、児童虐待の通告、通報、相談があった場合、児童の安全を最優先にしながら適切な措置を講じられるよう業務を行っている。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>本件保有個人情報は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）の規定により、横浜市北部児童相談所長（以下「北部児童相談所長」という。）が審査請求人及びその家族に関して横浜家庭裁判所から囑託された事項について回答した文書である。</p> <p><b>《本件訂正請求について》</b></p> <p>審査請求人は、本件保有個人情報において、北部児童相談所長が法律の定義とは異なる意味で「身体的な児童虐待」という用語を使用しているとして、本件保有個人情報の訂正を求めている。</p> <p><b>《本件処分の妥当性について》</b></p> <p>ア 旧条例第34条に規定する訂正請求は、当該保有個人情報に「事実」の誤りがあると認められる場合に行われるものである。「事実」の誤りとは、当該個人情報を保有すべき事務の目的、内容等及び当該個人情報の性質、内容等からみて、公的記録又はそれに準ずる資料によって何人でもその過誤が客観的に判断できる事項について、前記事実との間に不一致がある場合をいうものであり、「評価・判断」に関する事項には及ばないものと解すべきである。</p> <p>イ 審査請求人は、本件保有個人情報において、北部児童相談所長が法律の定義とは異なる意味で「身体的な児童虐待」という用語を使用しており、明白な誤記に該当する、令和3年1月22日付北部児童相談所長の作成に係る「令和2年12月19日付照会書について（回答）」及び本件処分の個人情報非訂正決定通知書における訂正をしない理由の記載は、叩くという行為があったことのみをもって、身体的な児童虐待の法律上の定義に該当すると判断していることを示唆するものである旨主張し、実施機関は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）の解釈に誤りはないと説明している。</p> <p>「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月23日雇児総発0823第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知による改訂版）によれば、「個別事例において虐待であるかどうかの判断は、児童虐待防止法の定義に基づき行われるのは当然であるが、子どもの状況、保護者の状況、生活環境等から総合的に判断すべきである。」と記載されており、「体罰や懲戒の定義と体罰等を行う悪質な各種教育団体等への対応に関する質問に対する答弁書」（平成28年12月9日内閣参質192第45号）では、「ある行為が児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待に当たるか否かについては、児童及び保護者の状況、生活環境等を総合的に考慮して個別具体的に判断する必要がある。」とされている。実施機関は、本件保有個人情報の作成に当たり、児童福祉法及び児童虐待防止法に基づき必要な調査を行い、様々な事情を総合的に考慮し、個別具体的に判断したと説明している。</p> <p>当審査会で本件保有個人情報を見分したところ、本件保有個人情報は、特定の家事事件</p>

答申 番号	判断の要旨
3023	<p>に関して横浜家庭裁判所から囑託された事項について、北部児童相談所長が調査し、評価・判断した経過及び結果を回答したものであった。</p> <p>本件保有個人情報に記載されている行為が児童虐待防止法の定義する身体的な児童虐待に該当するかどうかは、「子ども虐待対応の手引き」及び「体罰や懲戒の定義と体罰等を行う悪質な各種教育団体等への対応に関する質問に対する答弁書」にあるように、様々な事情を総合的に考慮し、個別具体的に判断されるものであり、審査請求人が当該主張に基づき本件保有個人情報の訂正を求める部分は、北部児童相談所長の「評価・判断」に関する事項であると認められるため、訂正請求の対象となる「事実」には該当しない。</p> <p>ウ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>エ したがって、本件訂正請求には理由があるものと認めることはできない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

## 5 条例（抜粋）

### 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

#### （訂正請求権）

第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第43条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、前条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの

（第2項及び第3項省略）

#### （訂正請求に対する決定等）

第37条 （第1項省略）

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、当該訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

### 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

#### 附 則

3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881